



根室市の人事行政の

運営状況をお知らせします

人事行政運営における公平性および透明性を確保するため、「根室市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」の定めるところにより、職員の任用・給与・勤務時間・勤務条件など、人事行政の運営等の状況について、次のとおりお知らせします。

なお、給与等の状況については、広報ねむろ11月号にてお知らせしています。

(3)部門別職員数の状況

部	門	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
一般行政	議会	4人	4人	4人	4人	4人
	総務	82人	79人	77人	73人	67人
	税務	19人	18人	18人	17人	17人
	労働	4人	4人	4人	4人	2人
	農林水産	25人	24人	23人	23人	21人
	商工	4人	4人	4人	4人	4人
	土木	35人	37人	36人	34人	32人
特別行政	衛生	85人	87人	85人	85人	82人
	教育	72人	75人	71人	70人	65人
	消防	72人	72人	71人	70人	69人
公営企業等	病院	195人	181人	182人	170人	153人
	水道	30人	30人	28人	26人	26人
	下水道	11人	9人	8人	8人	8人
	その他	26人	24人	23人	21人	20人
合計	693人	676人	663人	635人	593人	

(4)定員適正化計画および進捗状況

平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
693人	676人	663人	635人	593人	580人

2 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1)勤務時間、休憩・休息時間の状況（標準的なもの）

1週間の勤務時間	始業時刻	終業時刻	休憩時間	休息時間	閉庁日
38時間45分	8時50分	17時20分	12時00分 12時45分	12時45分 13時00分	・日曜日および土曜日 ・国民の祝日に関する法律に規定する休日 ・12月31日から翌年1月5日までの日

(2)年次有給休暇の取得状況（平成18年1月1日～平成18年12月31日）

総付与日数(a)	総取得日数(b)	対象職員数(c)	平均取得日数(b/c)	消化率(b/a)
7,407.2日	1,888.4日	198人	9.5日	25.5%

※対象職員数は勤務時間等が標準的な職場における技能労務職を除くものです。

(3)特別休暇の導入状況（平成19年4月1日現在）

種類	付与内容
忌引の休暇	死亡した者の続柄により10日～1日
法要の休暇	配偶者および1親等の血族に限り1日
結婚の休暇	7日以内
配偶者出産の休暇	3日以内
男性職員の育児参加休暇	5日の範囲内
妊娠通院の休暇	妊娠6月末まで 4週間に1日 妊娠7月から9月末まで 2週間に1日 妊娠10月から分娩まで 1週間に1日
妊娠障害の休暇	母子健康手帳の交付を受けた妊娠中の職員が妊娠に伴うつわり等の障害により、勤務することが困難と認められる場合2週間以内。
妊娠健康保持の休暇	業務の内容が母体または胎児の健康保持に影響があると認められる場合、適宜休息し、または補食するために必要な時間。
産前産後の休暇	分娩予定日前8週間目（多胎妊娠の場合にあっては、14週間目）に当たる日から、分娩日後8週間目に当たる日までの期間内においてあらかじめ必要と認められた期間。
育児の休暇	生後満1年に達しない子を育てる場合…1日2回各60分
生理休暇	女子職員が生理日に勤務することが著しく困難である場合、1回につき3日以内において必要とする期間。
夏季休暇	7月から9月の期間内における勤務を要しない日および休日を除いて、原則として連続する3日の範囲内の期間。
長期勤続休暇	満20年勤続および満30年勤続した職員に対し、1の年度の期間内において連続する3日の範囲内の期間。
家族看護休暇	1暦年90日以内（30日を超える期間は無給）
人間ドック受診休暇	1の年度の期間内において連続する3日以内
ボランティア休暇	1暦年5日以内
ドナー休暇	骨髄移植のため配偶者、父母、子および兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認める場合、その都度必要と認める期間。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 感染症予防法による交通遮断または入院等の場合、その都度必要と認める期間。 風水、震災火災その他非常災害による交通遮断の場合、その都度必要と認める期間。 風水、震災火災その他非常災害による職員の現住居の滅失または破壊の場合、その都度必要と認める期間。 交通機関の事故その他不可抗力の原因による場合、その都度必要と認める期間。 選挙権その他公民として権利を行使し、または公の職務を執行する場合、その都度必要と認める期間。 証人、鑑定人または参考人として出頭する場合、その都度必要と認める期間。 職務上必要な国または地方公共団体の実施する競争試験その他の試験を受ける場合、その都度必要と認める期間。

1 職員の任免および職員数に関する状況（特別職、教育長、臨時・非常勤職員を除く）

(1)職員採用の状況(平成18年度)

■職種別採用者数

一般行政職	1人
医療技術職	14人
技能労務職	0人
消防職	1人

(2)職員の退職の状況(平成18年度)

■職種別退職者数

一般行政職	17人
医療技術職	33人
技能労務職	8人
消防職	2人

■事由別退職者数

定年退職	24人
勲奨退職	11人
自己都合退職	25人
分限免職	0人
懲戒免職	0人
失職	0人
死亡退職	0人